

|| 宿泊約款

第1条(適用範囲)

当ホテルがおお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の氏名
- (2) 宿泊日及び到着時刻予定
- (3) 宿泊者の連絡先
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

第3条(宿泊契約の成立)

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

2 前項のきていにより宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を宿泊開始前又は当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 次の各号に定める事由が生じたときは、当ホテルは、当該宿泊者にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。

(1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始又は、当ホテルが指定した日までにお支払いいただけないとき。

(2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内に連絡がとれないとき。

(3) 当ホテルからの連絡を拒否されたとき。

4 前項の場合において、当ホテルが、宿泊者にかかる宿泊契約が効力を失ったものとして処理したときは当該処理の日に宿泊客が宿泊契約を解除したものとみなして第5条2項の規定を準用し違約金をお支払いいただきます。

第4条(宿泊契約締結の拒否)

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の提供ができないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ったとき、あるいは合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、伝染病であると認められるとき。

(9) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。

(10) その他、各種法令又はソ道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第5条(宿泊客の契約解除権)

宿泊客は、当ホテルに申出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 宿泊客が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。
- 3 当ホテルでは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理することがあります。

第6条(当ホテルの契約解除権)

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 第4条(3)から(10)までに該当したとき。
- (2) 客室での寝たばこ、消防施設等に対するいたずら等、火災予防/防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
- (3) 宿泊料金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- (4) この約款に応じていただけないと判断した場合。

第7条(宿泊の登録)

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあたっては旅券番号、国籍、入国地及び入国年月日
- (3) パスポートの確認とコピーをとること
- (4) 出発日及び出発予定時刻
- (5) 前泊地及び行先地
- (6) その他当ホテルが必要と認める事項

第8条(客室の使用時間)

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、特約に定める場合を除き、午後3時から翌朝10時までとします。但し、連続して宿泊される場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。
- 3 全各項に基づき宿泊客が使用できる時間内であっても、当ホテルは、安全及び衛生管理その他ホテルの運営管理上の問題があるときは、お客様に事前に通知することなく客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第9条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルの利用規則に従っていただきます。

第10条(料金の支払い)

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本の通貨又は当ホテルが認めた宿泊券及びクレジットカードにより宿泊の登録の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第11条(契約した客室の提供ができないときの取扱)

当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その補償料は、損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第12条(寄託物等の取扱い)

宿泊客がフロントにお預けになった物品、貴重品又は現金(以下、「物品等」)については、原則としてお預かりした日から、1ヶ月間を上限として保管するものとし、その間に宿泊客から返還の申出がなされなかった場合には、当ホテルは、これを宿泊客が第7条に基づき当ホテルに登録された住所宛に宅配便その他適宜の方法により送付して返還するものとします。

また、当該物品等が受取拒絶、宛所に尋ねあたらぬなどの理由により返戻されたときは、当ホテルは、当該物品等を廃棄その他任意に処分することができるものとし、宿泊客は、この処分に対し、異議その他何らの請求もすることはできないものとします。

- 2 宿泊客がフロントにお預けになった物品等について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。
但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについての損害賠償額は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、10万円を限度とします。
- 3 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品等であってフロントにお預けにならなかったものについて当ホテルの責に帰すべき事由により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、5万円を限度としてその損害を賠償します。
- 4 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第13条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合1ヶ月間保管します。但し、お飲み物、食品、新聞、雑誌、傘、その他廃棄されたと判断したものは翌日処分します。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第2項の規定に、第2項の場合にあっては前条第3項の規定に準じるものとします。

第14条(駐車場の責任)

宿泊客が当ホテルの契約駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理にあたり当ホテル契約駐車場の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第15条(当ホテルの責任)

当ホテルは、この約款に基づく当ホテルの責任制限条項の規定内容にかかわらず、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行又は不法行為により宿泊客に損害を与えた場合において、当ホテルが付保する旅館賠償責任保険が適用されるときは、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、当該保険により填補される保険金の支払額を上限としてその損害を賠償します。

第16条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが被害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第17条(客室の清掃)

宿泊客が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として毎日行わせていただきます。

- 2 宿泊客より清掃は不要である旨のお申出を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に従い少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただくものとします。但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。
- 3 前項の客室清掃について、宿泊客は、これを拒否できないものとします。

第18条(免責事項)

当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、宿泊客自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信中のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第19条(約款の改定)

この約款は、必要に応じて改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当ホテルは改定後の約款の記載内容及び効力発生日を当ホテルのホームページもしくは客室内に掲出するものとします。